官　告　雑　報

官　告　事　項

中央卸売市場整備計画の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第５条第１項及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第４条の規定に基づき、平成27年度を目標年度とする中央卸売市場整備計画を次のとおり定めたので、同法第５条第４項の規定により公表する。

平成 23 年３月 31 日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

中央卸売市場整備計画

第１　計画の期間

平成23年度から平成27年度までとする。

第２　運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

別添１のとおりとする。

第３　取扱品目の適正化を図ることが必要と認められる中央卸売市場及び設定又は変更を必要とする取扱品目

別添２のとおりとする。

第４　施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場又は必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及びこれらの改良、造成又は取得を必要とする施設

別添３のとおりとする。

第５　卸売市場整備基本方針第２の１の⑵に規定する中央拠点市場

別添４のとおりとする。

第６　その他

中央卸売市場における施設の整備及び管理については、卸売市場としての経営戦略を早期に確立し、開設者及び市場関係業者が一体となって取り組む。

また、中央卸売市場の整備に当たっては、災害等にも備えつつ、生鮮食料品等の安全を確保し、消費者等の安心につながるように留意する。

（別添１）

運営の広域化、地方卸売市場への転換その他の再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容

	中央卸売市場の名称	取り組む再編措置の内容
卸売市場整備基本方針第２の１の⑸に規定する再編基準に該当する中央卸売市場 ㈱　姫路市中央卸売市場については青果部、福島市中央卸売市場、宇都宮市中央卸売市場、千葉市中央卸売市場、船橋市中央卸売市場、東京都中央卸売市場大田市場、高知市中央卸売市場及び北九州市中央卸売市場については水産物部、横浜市中央卸売市場南部市場については水産物部及び花き部、青森市中央卸売市場、いわき市中央卸売市場及び宮崎市中央卸売市場については花き部が再編基準に該当する。	青森市中央卸売市場	検討中。 （遅くとも平成24年度末までに具体的な取組内容及び実施時期を決定するものとする。）
	福島市中央卸売市場	
	いわき市中央卸売市場	
	宇都宮市中央卸売市場	
	千葉市中央卸売市場	
	船橋市中央卸売市場	
	東京都中央卸売市場大田市場	
	東京都中央卸売市場足立市場	
	横浜市中央卸売市場南部市場	
	姫路市中央卸売市場	
	高知市中央卸売市場	
	北九州市中央卸売市場	
	佐世保市中央卸売市場干尽市場	
	宮崎市中央卸売市場	
上記以外の中央卸売市場	川崎市中央卸売市場南部市場	平成19年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	藤沢市中央卸売市場	平成19年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	三重県中央卸売市場	水産物部について、平成19年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	尼崎市中央卸売市場	平成19年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	呉市中央卸売市場	平成20年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	下関市中央卸売市場	平成20年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	佐世保市中央卸売市場干尽市場	花き部について、平成20年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	函館市中央卸売市場	平成21年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	三重県中央卸売市場	青果部について、平成21年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	室蘭市中央卸売市場	平成21年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	山形市中央卸売市場	平成22年４月に地方卸売市場への転換を図る。
	松山市中央卸売市場中央市場	花き部について、平成22年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	松山市中央卸売市場水産市場	平成22年度末までに地方卸売市場への転換を図る。
	甲府市中央卸売市場	平成23年４月に地方卸売市場への転換を図る。